

別紙 2

三重県警察機動隊における自動販売機設置の公募に関する募集要領

1 業者の選定方法

応募者より提案された使用料の額により競争を行い、最低使用料額以上の金額を提示した応募者のうち、最高価格を提示した応募者を選定します。なお、最高価格が同額の場合は、販売価格、販売種類、機種等を考慮の上、総合的に判断して決定します。

なお、缶・ペットボトル自動販売機の設置場所については、最高価格を提示した者を別紙1「三重県警察機動隊1階配置図」に示すAを設置場所とします。

2 申込書及び添付書類

(1) 申込書

行政財産使用許可申込書（様式1）

※ 販売品目については、別紙に提供可能な商品名・メーカー名及び販売価格を全て記載してください。

※ 申込書には記名・押印をお願いします。

(2) 添付書類

ア 求積図（自動販売機及び容器回収箱の幅、奥行き（mm）及び計算式を記載）
自動販売機及び容器回収箱は、パンフレット等に記載の大きさを記載する。

イ 自動販売機のパンフレット、仕様書等

商品内容、自動販売機の大きさ等が確認できるもの

ウ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）・・・法人のみ

エ 誓約書（別紙様式15）

オ 役員名簿（別紙様式16）

カ 現在、官公庁等で自動販売機設置等の使用許可を受けている場合は、使用許可書の写し

3 申込書等提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

平成30年11月9日（金）から平成30年11月30日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）
（申込期間最終日の受付は午後1時まで）

(2) 提出場所

三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課施設室管財係（3F）

※ 各提出書類を持参ください。

※ 申込書及び添付書類は平成30年11月30日（金）午後1時00分必着とし、提出された書類は返却いたしません。

4 許可面積について

幅1030mm以下、奥行き800mm以下（転倒防止板を含む）とし、容器回収箱の幅は、700mm以下とします。

※ 別紙1「三重県警察機動隊1階配置図」参照

5 募集条件

(1) 必要な設備（電気用子メーター等）を設置すること。

(2) 使用料及び光熱費を負担すること。

(3) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

- (4) 極力、最新の機種（省エネタイプ）とするなど、環境対策機能を備えた機種とすること。
- (5) 機動隊の求めに応じ、納品及び空き缶等の回収を適宜行えること。
- (6) 使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消された場合は、使用許可物件を現状に回復し返還すること。
- (7) 標準小売価格以下で販売すること。なお、標準小売価格以内であれば金額の変更は構いません。

6 容器の回収について

回収箱に在中の全ての容器を回収してください。

7 使用料について

使用料は、指定期日までに納付してください。

8 光熱費について

光熱費については、毎月の指定期日までに機動隊に直接納付してください。

9 質疑・回答

(1) 質疑受付期間

平成30年11月9日（金）から平成30年11月15日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※ 質疑は申込先への持参又はFAXで受け付けますが、FAXの場合は、必ず事前に電話によりFAX番号の確認をしてください。

(2) 回答期間

平成30年11月16日（金）から平成30年11月22日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※ 質疑に対する回答は、申込先にて文書で提示します。

(3) 申込先

三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課施設室管財係（3F）

電話 （059）222－0110 内線（2276）

FAX （059）226－9917

10 現地確認

現地確認する場合は、必ず9(3)に記載の連絡先へ事前連絡し、担当者と日程調整をしてください。

11 その他

- (1) 使用許可期間は原則1年ですが、最大5年まで更新することが可能です。
- (2) 業者選定は平成30年12月上旬から中旬を予定しており、選定した業者宛てに担当者から電話連絡します。
- (3) 決定後提出書類
国有財産使用許可申請書（附属図面等を含みます。）